

旅 費 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西人会（以下、「本会」という。）の就業規則第 15 条 3 項に基づき、職員及び常勤役員（以下、「職員等」という。）の旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(出張命令)

第 2 条 職務のために出張させる時は、所定の様式により用務、用務先、出張期間等の命令を発しなければならない。

(旅費の支給)

第 3 条 交通費は実費支給し、宿泊費及び日当は別表に定める区分に従って支給する。

(宿泊料等)

第 4 条 宿泊料は宿泊数により、日当は日数に応じて別表のとおり支給する。

(セット料金の利用)

第 5 条 交通費及び宿泊費について、旅行会社等におけるセット料金が前条の料金と比較して安価となる場合は、これにより支給する。

(順路計算)

第 6 条 旅行日程（行程）は、最短順路による計算を原則とする。

(航空機等)

第 7 条 用務の都合により航空機、新幹線等を利用するときは、その実費を支給する。

(宿舎指定)

第 8 条 研修会、講習会、会議等に参加するための出張で、宿舎の指定がある場合の宿泊料は、その事情に応じて増額して支給する。

(滞在の延長)

第 9 条 出張中の疾病又は不慮の災害によりやむを得ず滞在したときは、相当の証明がある限りその間の旅費を支給する。

(随行出張)

第 10 条 職員等の出張の目的が随行又は同伴の場合、所定の旅費をもって支弁し難いときは、会長が認めたものに限りその実費を支給することができる。

(概算旅費)

第 11 条 旅費は、出発の際概算をもって支給することができる。
ただし、帰局後速やかに用務先での交通費を含め精算しなければならない。

(打切旅費)

第 12 条 職員等の出張に対しては、打切旅費として支給することができる。

(改 廃)

第 13 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この内規は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(別 表)

区 分	旅 費 支 給 額			
	宿泊費 (限度額)		日 当	
	道 内	道 外	宿 泊	日帰り
常勤役員	10,000円	15,000円	3,000円	1,500円
事務局長	10,000円	15,000円	3,000円	1,500円
事務局員	9,000円	13,000円	3,000円	1,500円

備 考

- 1 宿泊費は、限度額以下の実費で支給する。
- 2 札幌市内の日帰り出張の場合、日当は支給しない。
- 3 嘱託職員等については、一般職員に準じる。

全国・全道大会の旅費内規

改正前

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西人会（以下、「本会」という。）の会員が、法人会全国大会及び全道大会に出席する場合（青年部会及び女性部会を含む）、本会の費用負担に関する事項を定めることを目的とする。

(費用負担)

第 2 条 本会が負担する費用を次の通りとする。

- (1) 大会登録料
- (2) 大会開催地までの費用は、旅費規程を準用するが、日当及び札幌市内開催の場合の交通費を不支給とする。
- (3) 旅費は、最短順路及びセット料金による計算を原則とし、上限を道内 20,000 円、道外 40,000 円として打切支給する。
- (4) 交通費、宿泊費以外の諸費用及び付随して行う研修旅行費用は、各自負担とする。

改正後

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西人会（以下、「本会」という。）の会員が、法人会全国大会及び全道大会に出席する場合（青年・女性部会大会の場合は部会員・OB部会員に限る）、本会の費用負担に関する事項を定めることを目的とする。

(費用負担)

第 2 条 本会が負担する費用を次の通りとする。

- (1) 大会登録料
- (2) 大会開催地までの費用は、旅費規程を準用するが、日当及び札幌市内開催の場合の交通費を不支給とする。
- (3) 旅費は、最短順路及びセット料金による計算を原則とし、法人会員（正会員及び法人の賛助会員）は、上限を道内 20,000 円、道外 40,000 円として打切支給する。
個人の賛助会員には、それぞれ法人会員の半額を支給する。
- (4) 交通費、宿泊費以外の諸費用及び付随して行う研修旅行費用は、各自負担とする。

附則 この内規は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。